

第4章 具体的取組み

基本目標1 優しい心を育む福祉教育の推進

基本方針1 福祉教育の推進

(1) 福祉教育の推進

■現状と課題

支え合いが広がる地域をつくり、地域での福祉活動を広げるためには、子どもの頃から福祉について学び、福祉を理解した人づくりが大切です。アンケート調査でも、地域福祉を推進するために必要なこととして、約4割の人が「学校教育における福祉教育の推進」を上げています。乳幼児期の家庭や保育園での福祉体験から、小・中学校での福祉教育の推進が求められています。

■地域が取り組むこと

- 家族の絆を大切にします。
- 「福祉」について、地域で話をします。
- 「地域福祉」に関する講演会や勉強会に参加します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
乳幼児期の福祉教育の推進	○家庭での福祉教育の推進 子どもの成長において、幼児期の家庭における生活環境は人格形成に大きな影響を与えます。乳幼児期から親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりの心を育む家庭での福祉教育を推進します。
	○障がい児保育の充実 心身に障がいや発達に遅れ等のある保育に欠ける児童に対し、地域の友だちと一緒に学び、多様な体験ができる機会を提供するため、保育所をはじめ、学童保育室等の各種保育施設への受け入れを推進します。
	○子どもから高齢者までの異世代交流事業の推進 幼児、小学生、中学生、高校生及び高齢者などの各世代間での異世代交流事業を行い、子育てを地域全体で支える意識を醸成していきます。

施策名	取組みの内容
学校での福祉教育の推進	<p>○「総合的な学習の時間」等の充実</p> <p>小・中・高校の児童生徒が、高齢者や障がい者との地域での日常的な交流やボランティア活動、さらに施設訪問によるふれあい体験などを通して、優しく豊かな人間性を育むことが期待できることから、「総合的な学習の時間」等で充実した社会福祉体験活動を推進します。</p> <p>「総合的な学習の時間」の中で障がい福祉等が取り上げられることが増えているので、学校と連携し、積極的に福祉教育の授業に協力します。</p>
	<p>○交流教育及び共同学習の推進</p> <p>障がいのある児童生徒の社会性、自立心の育成と、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学級と普通学級との交流の機会を拡充します。</p> <p>障がいのある児童生徒が、心身の障がいに基づく種々の困難を克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、社会参加と自立ができるよう教育の充実に努めます。</p>



■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
乳幼児期の福祉教育の推進	○ふれあいサロン活動への助成 高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親などが、地域の中で孤独にならないよう、誰もが気軽に参加できるサロンを社協支部で開催した際の費用を助成します。
学校での福祉教育の推進	○社会福祉協力校の指定 市内小・中学校を社会福祉協力校として指定し、児童生徒の体験学習や校内環境整備を通し、また地域社会との連携を図り、福祉に対する理解と関心を高め福祉の心を育成します。
	○認知症サポーター養成講座の開催 認知症の方やその家族が、地域での生活を安全で穏やかに営むことができるよう、1人でも多くの方に認知症のことを知っていただき、よき応援者になっていただくため、市と連携して、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。
	○福祉体験教材の貸出 車いすや高齢者疑似体験セットなどを貸出し、体験してもらうことで福祉意識の高揚を図ります。
	○彩の国ボランティア体験プログラムの実施 ボランティア活動に興味や関心があっても、なかなかボランティアを始めるきっかけが得られなかった人に福祉施設等の協力を得ながらボランティアを体験する機会を提供します。

一口メモ 「認知症サポーター」

認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人です。

認知症サポーター養成講座を受け、認知症サポーターとなった人は、平成27年12月31日時点で、全国に約700万人います。（厚生労働省）

(2) 生涯学習の推進

■現状と課題

地域福祉は、地域に住むすべての人が当事者となって活動を推進するものです。そのため、学校を卒業してからも福祉について学び続けることが望まれます。そうした学びの場が市や社会福祉協議会などから提供され、市民が積極的に参加して学び、学びの成果が地域で生かされ、次のステップにつながっていく循環が生み出されることが大切です。

アンケート調査でも、地域福祉の推進のために社会教育の重要性を指摘した人はほぼ3割に上っています。

■地域が取り組むこと

- 積極的に地域づくりのための研修や講座に参加します。
- 研修や講座に参加して得た知識や経験を、地域づくりに活かします。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
生涯を通じた福祉学習の推進	○公民館事業の充実 公民館の各種事業として地域福祉についての講座を設け、市民の福祉への理解を深めるとともに、地域福祉活動やボランティア意識を育てます。
	○認知症サポーター養成講座の開催 認知症の方やその家族が、地域での生活を安全で穏やかに営むことができるよう、1人でも多くの方に認知症のことを知っていただき、よき応援者になっていただくため、社会福祉協議会と連携して、認知症サポーター養成講座を開催します。
企業等における福祉学習の推進	○企業等におけるボランティア活動の推進 近年、積極的にボランティア活動を行う企業が増え、地域社会に貢献しています。地域社会での市民と企業との交流を深める機会を増やすとともに、企業内での福祉に対する意識をさらに醸成するために、企業等における福祉の学習を推進します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
生涯を通じた福祉学習の推進／企業等における福祉学習の推進	<p>○認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>認知症の方やその家族が、地域での生活を安全で穏やかに営むことができるよう、1人でも多くの方に認知症のことを知っていただき、よき応援者になっていただくため、市と連携して、認知症サポーター養成講座を開催します。</p>
	<p>○あいサポート運動の推進</p> <p>多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや配慮などを学び、理解してもらうことで、ちょっとした手助けや配慮を実践でき、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくれる人材を育成します。</p>

一口メモ

「あいサポート運動」

愛情の「愛」、私の「I」、支え合いの「合い」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせた「あいサポート運動」は、障がいのある方を優しく支え、秩父市をはじめ横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町で「障がいを知り、共に生きる」取り組みを行うものです。

(3) 地域交流の推進

■現状と課題

町会への加入割合も高く、地域生活で起こる問題を市民相互の自主的な協力関係で解決することが必要と考える人、隣近所の付き合いを肯定的に考える人も多く、意識の面では地域福祉推進の条件は整っていると言えますが、実際には地域での人と人のふれあいは浅くなってきています。

市民同士が支え合う地域づくりのために必要なこととして多くの人が、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」を上げ、「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が続いていることから、お互いを知る機会づくりを行政や社会福祉協議会が支援することが必要となっています。

■地域が取り組むこと

- 一人ひとりが進んであいさつをします。
- 世代間が交流する機会を、地域で積極的に作ります。
- 地域で開催される交流のイベントや学習機会に、積極的に参加します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域交流の推進	○地域の歴史・文化・伝統芸能等の学習機会の充実 様々な民俗文化に彩られた秩父文化の豊かさと、相互に助け合い育て合う秩父地域の環境の中で、子どもたちがお祭りなどで伝承されている知識や技術、習慣や伝統、生きる力となる知恵を受け継ぎ、豊かな人間性や社会性が身につくことができるふるさとを目指します。そのために、地域の高齢者を招き、地域の歴史・文化・伝統芸能や遊び等についての学習、あるいは、子どもたちの老人ホームへの訪問などにより、世代間の交流を推進します。
	○市民・関係団体等を活用した自然体験活動の充実 市民や関係機関等の協力による、自然体験活動の機会の充実を図ります。
	○地域における市民主体の介護予防活動の育成・推進 誰でも一緒に参加することのできる市民主体の介護予防に資する通いの場等の活動を支援し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域交流の推進	○地域情報交換会の開催 地域の福祉関係者を中心として地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取り組みます。



●地域情報交換会

基本目標2 地域を支えるネットワークづくりの推進

基本方針1 市民主体による地域を支えるネットワークづくり

(1) 地域住民によるネットワークづくり

■現状と課題

市民同士が支え合う地域づくりに必要なこととして、「地域で活動する様々な団体相互の交流を進めること」と回答した人がほぼ2割いますが、個別支援と社会資源をつなぐ「地域福祉コーディネーター」の名前も活動内容も知っている人は1.6%しかおらず、ほとんど知られていない状況です。

これから更に高まることが見込まれる高齢者のケアのために、保健・医療・介護・福祉が連携する地域包括ケアシステムの構築が急がれます。

■地域が取り組むこと

- ひとり暮らしの方に、声をかけるようにします。
- 困りごとやなやみごとを相談できる人をつくっておきます。

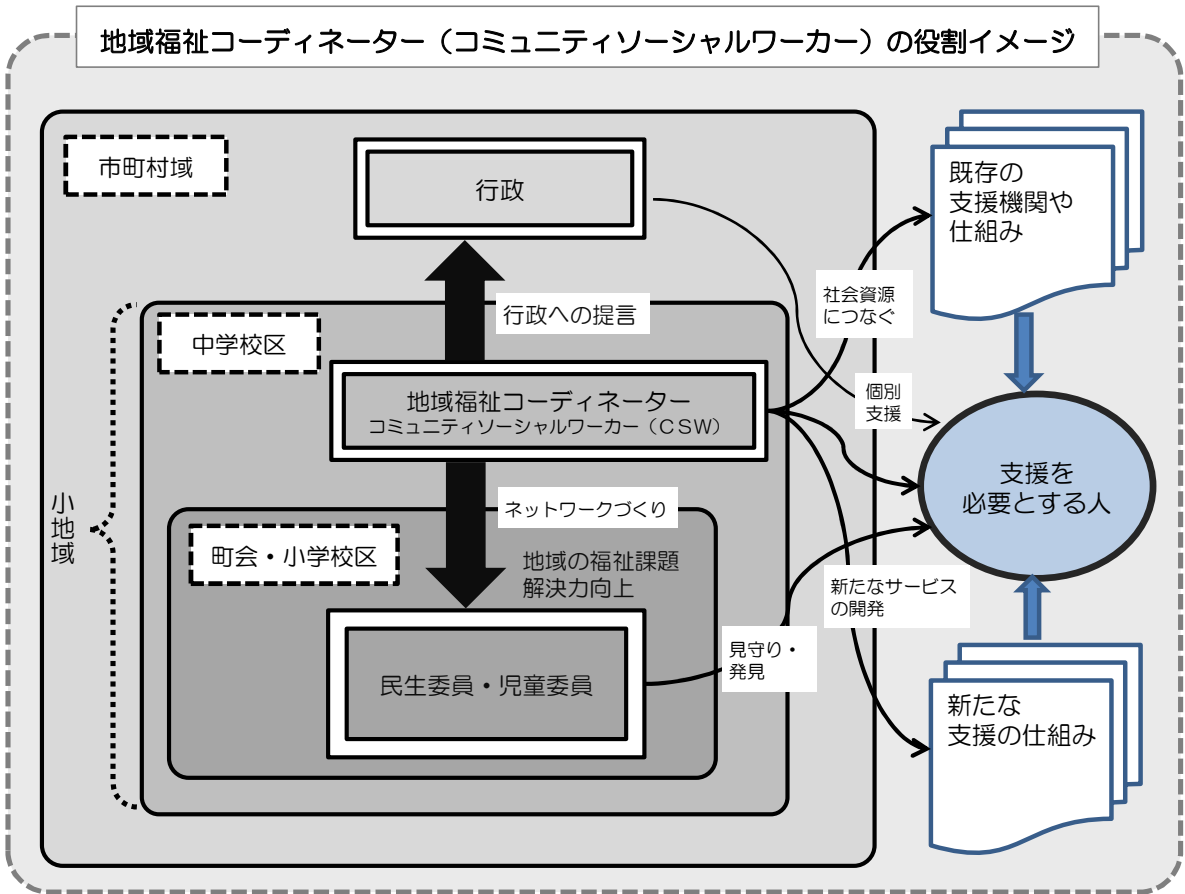
■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域での話し合いの推進	<p>○出前講座等を活用した集まる機会の創出</p> <p>社会不安が増大する中、地域の生活課題も複雑化し見えにくくなってきていることから、地域の福祉問題に対してきめ細かく対応するには、そうした問題を日常の活動の中でいち早く発見し、解決していく仕組みが求められています。</p> <p>そのために、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、地域での話し合いの場を設けるなど地域の実情に応じた活動を推進し、市民自らが身近な生活課題を地域の問題として捉え、積極的にかかわりを持ち、共に生き、共に助け合い、支え合うという市民意識を醸成し、福祉の力を育みます。</p>
地域での福祉活動の推進	<p>○ふれあいコール事業など、市民の主体的参加による福祉活動の充実</p> <p>地域のひとり暮らし高齢者の見守りを市民が主体となって実施する「ふれあいコール事業」や、商店街が自らの営業と見守りを統合した試みなど、地域の特色を活かした様々な地域福祉活動が展開されています。</p> <p>こうした活動が市内全地域で実施されるためには、地域福祉活動を担う市民の組織化とともに、地域の実情やニーズに合った各種事業が展開されることが必要です。</p> <p>社会福祉協議会や各町会が中心となって、地域の状況を十分把握しながら推進する市民の主体的参加による地域福祉活動の拡大や充実を、市は支援していきます。</p>

地域ネットワーク づくりの推進	<p>○地域の実情に応じたネットワークの構築</p> <p>各町会をはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団などが日常の地域福祉活動を実践しています。その中で発見された身近な問題を速やかに解決する組織としては、広範囲に活動しているボランティアやNPO法人、地域での高齢者の介護に関する相談や必要なサービスが受けられるよう、関係機関と調整を行う地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障がい者の生活を支援している地域支援センター、地域の多様な社会資源である社会福祉施設、医療機関、事業者などがあり、消防署、交番、駐在所などの行政機関との連携・協力が期待されています。さらに、地域に密着している企業、商店街、郵便局、金融機関などが地域社会の一員として、施設などを地域社会に提供したり、従業員自ら福祉活動に参加するなど、地域と連携・協力を図ることが期待されています。</p> <p>社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域ネットワークづくりを推進します。</p>
	<p>○ちちぶ版地域包括ケアシステムの推進</p> <p>秩父地域1市4町の保健・医療・介護・福祉の関係者と町会や民生委員・在宅福祉員等地域の皆さんと警察や消防・行政が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進します。</p>
	<p>○地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）・生活支援コーディネーターの養成・配置</p> <p>地域福祉や介護保険、介護予防などにおける地域ネットワークづくりの中核となる地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）や生活支援コーディネーターを養成・配置します。</p>

ー〇メモ
「生活支援コーディネーター」

地域における高齢者の生活支援や介護予防サービスの体制整備の推進を目的として、サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすために配置される法人または個人のこと。



■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域での話し合いの推進	<p>○地域情報交換会の開催</p> <p>地域の福祉関係者を中心として地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取り組みます。</p>
地域での福祉活動の推進	<p>○地域福祉活動交付金の配分</p> <p>社協支部に対し、様々な地域福祉事業を推進してもらうための交付金を配分します。</p>
	<p>○共同募金活動支援交付金の配分</p> <p>町会に対し、地域福祉推進事業の一助として交付金を配分します。</p>
	<p>○小地域福祉活動促進事業の運営費補助</p> <p>社協支部や町会が高齢者・障がい者（児）・児童等を対象に斬新で独創的な地域福祉の充実を図る事業に対し、運営費補助金を交付します。</p>
	<p>○ふれあいサロン活動への助成</p> <p>高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親などが、地域の中で孤独にならないよう、誰もが気軽に参加できるサロンを社協支部で開催した際の費用を助成します。</p>
地域ネットワークづくりの推進	<p>○地域情報交換会の開催</p> <p>地域の福祉関係者を中心として地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取り組みます。</p>

(2) 福祉活動拠点の整備

■現状と課題

アンケート調査では、地域福祉を推進するために必要なこととして、「地域ごとの福祉活動の拠点づくり」は最も多い回答となっています。地域福祉を効果的に推進するため、地域ごとの特性を踏まえ、地域が必要としている活動に対応する拠点の整備が求められます。

■地域が取り組むこと

- 公民館など地域の拠点を有効に使います。
- 地域の拠点を活用して、交流の機会となる集いや行事を企画します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
福祉活動拠点の整備	<p>○公民館や福祉施設などを有効活用した活動拠点づくりの推進</p> <p>すべての市民が、地域福祉活動の担い手として福祉の力となることが求められている中で、地域の福祉活動が継続的に発展していくためには、市民が自主的に参加しやすく、いつでも話し合いや情報交換ができる活動拠点が地域にあることが重要です。また、地域ネットワークの構成員などが定期的に市民の相談を受けたり、地域の福祉活動や問題を話し合うなどの場も求められています。</p> <p>地域の既存施設のあり方を地域福祉の視点から見直し、地域の公民館やコミュニティセンター、福祉施設の会議室、空き店舗を有効活用するなど、地域の実情に応じた活動拠点づくりを推進します。</p>

(3) 住民自治組織の活性化

■現状と課題

市の町会加入率は90%を超える極めて高いものとなっています。ほとんどすべての市民が町会に加入しているという、このしっかりとした基盤は、地域における福祉活動を進めるために貴重で大切な財産となります。この財産があることにより、市民の自治組織への支援がいっそう効果的に活かされ、地域における福祉活動が活発に展開されることが期待されます。

■地域が取り組むこと

- 地域の交流活動に積極的に参加して、気心の知れた仲間を増やします。
- 地域の仲間と、趣味やスポーツなどを楽しみます。
- 地域の問題をどうしたら解決できるか、仲間と話し合います。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
住民自治組織の活性化	<p>○町会活動の充実</p> <p>住民自治組織は市民が、安心して豊かな生活を営むために、ふだんから市民が協力し合って築いていく組織で、その役割はこれからますます重要となります。</p> <p>地域における人と人とのつながりが薄れたことから起こる様々な社会問題や社会不安を、市民一人ひとりが自分のこととして考え、共に助け合い、支え合う行動が求められており、そのために地域福祉活動の基盤である町会活動の充実が図られるよう、支援をしていきます。</p>
	<p>○民生委員・その他福祉関係団体等との連携強化</p> <p>町会だけでは担うことが難しい、地域福祉活動の充実のための活動については、地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団など関係団体等との連携・協力を強めるなど、組織の活性化を推進します。</p>
	<p>○出前講座等を活用した介護予防活動の普及・啓発</p> <p>市職員を地域に派遣して介護予防の出前講座を開催し、介護予防活動の普及・啓発を行うとともに、それを契機とした住民自治組織の活性化を進め、共に助け合い、支え合える地域づくりを推進します。</p>

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
住民自治組織の活性化	○地域福祉活動交付金の配分 社協支部に対し、様々な地域福祉事業を推進してもらうための交付金を配分します。
	○共同募金活動支援交付金の配分 町会に対し、地域福祉推進事業の一助として交付金を配分します。
	○小地域福祉活動促進事業の運営費補助 社協支部や町会が高齢者・障がい者（児）・児童等を対象に斬新で独創的な地域福祉の充実を図る事業に対し、運営費補助金を交付します。
	○ふれあいサロン活動への助成 高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親などが、地域の中で孤独にならないよう、誰もが気軽に参加できるサロンを社協支部で開催した際の費用を助成します。

●いきいきふれあいサロン



(4) 地域包括支援ネットワークの構築

■現状と課題

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域での生活を維持できるよう、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度に向けて、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を早期に実現する必要があります。

また、秩父地域は介護サービスや医療の受診状況等が秩父郡市全域にわたるケースが多いため、秩父地域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）の保健・医療・介護・福祉の関係者、町会や民生委員・在宅福祉員等地域の皆さん、また警察や消防・行政が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の構築を進めます。この構築にあたっては、高齢者も支え手の一人として社会参加を進め、世代を越えて市民がともに支え合う地域づくりを目指します。

■地域が取り組むこと

- 市の広報などを読み、地域包括ケアシステムについて理解します。
- 地域で、地域包括ケアシステムについて話をし、情報を知る人を広げます。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域包括支援ネットワークの構築	○「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の構築 高齢者支援を進めるネットワークとして「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を構築し、秩父地域1市4町の保健・医療・介護・福祉の専門職や市民・行政等が連携を深め協力体制を整えます。市町単位のケア会議や市町を超えて横断的に構成するケア会議をとおして、多職種の専門職が連携を図りながら、地域の課題を解決し、秩父地域全体で高齢者の支援を進めます。

基本方針2 地域福祉を支える団体との連携

(1) ボランティア・NPO 法人の活動の支援

■現状と課題

アンケート調査では、地域福祉を推進するために、「ボランティア、NPO、コミュニティ活動への支援」が必要であるとの回答がほぼ2割あります。また、現在ボランティアに参加していない人のうちの半数の人は、条件が整えば活動に参加したいとの意欲をお持ちです。そうした市民の意欲に応え、ボランティアを育成したり、ボランティア団体間を調整したりすること、またNPO法人の活動を支援することは、地域福祉活動をより活性化させるために重要な取組みとなっています。

■地域が取り組むこと

- 経験を活かして、社会貢献活動をしてみます。
- ボランティア養成講座などに、積極的に参加します。
- ボランティアセンターの広報紙を読み、ボランティア活動について知ります。
- ボランティア活動が必要な時には、ボランティアセンターに相談します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
ボランティアセンターの機能強化	○ボランティアセンター広報紙の発行 ボランティアセンターや登録団体等が行っている活動内容の周知・紹介をします。
ボランティア連絡協議会の充実	○ボランティア団体連絡会の開催 ボランティア団体同士の情報交換やイベント企画等を通してお互いの理解を図り、活動に対してモチベーションが高められるような関係を築きます。
	○ふれあいフェスタの開催 ボランティア団体の中で会員の増員や活動発表の場の提供、団体同士の交流が図れるようなイベントをボランティア団体連絡会のメンバーを中心に企画・開催します。
ボランティアの育成	○彩の国ボランティア体験プログラムの開催 ボランティア活動に興味や関心があっても、なかなかボランティアを始めるきっかけが得られなかった人に福祉施設等の協力を得ながらボランティアを体験する機会を提供します。
	○ボランティア関連講座の開催 専門別ボランティア養成講座をニーズに対応しながら実施し、実践活動に結びつけます。
NPO 法人活動の支援	○福祉・ボランティア活動車両貸出 NPO 法人やボランティア団体などが行う事業活動に対し必要に応じて車両を貸出し、一層の活動推進を図ります。

(2) 各種団体との連携・協力

■現状と課題

市内では、民生委員・児童委員、健康推進員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団、在宅福祉員など、多くの団体が福祉活動を展開しています。そうした団体との連携・協力を図りその活動を支援することは、市の福祉活動の充実のために極めて重要であり、積極的な取組みが求められます。

■地域が取り組むこと

○市内の福祉団体とその活動内容について理解します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
民生委員・児童委員との連携・協力の推進	○各種ボランティア団体との連携・協力体制の強化 民生委員・児童委員は、地域の市民を直接把握し、要介護高齢者や障がい者と行政や社会福祉協議会などとのパイプ役として、また、本市の地域福祉の中心的な担い手として、高齢者世帯の見守り活動や各種相談、子どもたちへの支援活動を実施しています。民生委員・児童委員活動を促進するために、今後も町会や社会福祉協議会、各種ボランティア団体相互の連携協力体制の強化を図ります。
健康推進員との連携・協力の推進	○地域の健康づくりの推進 行政と地域のパイプ役である健康推進員を支援・育成し、地域の健康づくりとして健康座談会、広報紙の発行、保健センターまつりの実施などを推進します。
	○検診（健診）の受診率向上 生活習慣病の予防・早期発見を目的として、特定健康診査やその他がん検診の受診率向上のため、健康推進員等による受診の声かけを実施します。
食生活改善推進員との連携・協力の推進	○食に関する意識の向上 生活習慣病予防教室・伝承料理講習、親子クッキング、食育推進などを実施しています。今後も食に関する意識の向上を図るため、食生活改善推進員と連携・協力を図り、その活動を支援します。
赤十字奉仕団との連携・協力の推進	○献血・募金活動への協力体制の強化 赤十字奉仕団は、災害時に備えての訓練、献血事業への協力、募金活動などを実施しています。今後も赤十字奉仕団との連携・協力を図り、その活動の促進を図ります。

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
民生委員・児童委員との連携・協力の推進	○生活福祉資金・福祉資金貸付事業の実施 秩父市福祉資金、生活福祉資金により支援が必要とされる世帯に対し貸付を行います。
	○地域情報交換会の開催 地域の福祉関係者として参加してもらい、地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取り組みます。
在宅福祉員との連携・協力の推進	○シルバー独身者会食等・茶話会の実施協力 70歳以上のひとり暮らし高齢者が地域とつながり、孤独感の解消を図ながら外出の機会を促す会食等・茶話会の実施を協力します。
	○地域情報交換会の開催 地域の福祉関係者として参加してもらい、地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取り組みます。

秩父市で行われている先進的取り組みをご紹介します！ その1 「ボランティアバンクおたすけ隊」(みやのかわ商店街振興組合)

元気な高齢者を中心とするボランティアが、援助の必要な高齢者、障害者、子育て中の人などの買い物代行や掃除、庭の手入れなどを支援するしくみとして、平成19年に始まりました。

利用者は購入した1時間800円のチケットを謝礼として仲介するみやのかわ商店街に渡し、ボランティアは2時間分のチケットで市の商品券「和同開珎」と交換して買物をすることができます。

- ① 高齢者等の日常生活の安心確保
- ② 元気な高齢者の介護予防
- ③ 商店街の活性化

の一石三鳥で、県の「地域支え合いのしくみ」のモデルとなっています。



基本目標3 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進

基本方針1 福祉サービスの適切な利用の推進

(1) 総合的な相談体制の充実

■現状と課題

アンケート調査で、保健・福祉情報の入手元として、「市の広報」を上げた人が78.4%で最も多く、「町会・区の回覧」が39.5%、「新聞・テレビ」「病院などの医療機関」「友人、知人」が20%台で続いています。

一方、充実すべき情報提供方法として現状よりも高い割合で回答されたのは、「市のホームページ」「チラシ・パンフレット」「民生委員・児童委員」「町会・区の回覧」「病院などの医療機関」「福祉・介護事業所」などで、特に「民生委員・児童委員」と「福祉・介護事業所」は、回答率が現在の入手元の2倍となっており、今後に大きな期待が寄せられています。

■地域が取り組むこと

- 町会役員や地域を担当する民生委員・児童委員との交流を持ちます。
- 様々な会合などで、地域の人たちに情報を伝えます。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域の相談体制の充実	○民生委員・児童委員の識見向上 民生委員・児童委員は、最も身近な相談者として市民の立場に立ち、地域社会で相談・支援などの福祉活動に貢献しています。社会不安が増大する中で、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現に向けての「地域福祉の推進役」として期待されています。また、日常的に市民が気軽に相談ができるように心がけることが求められていることから、研修等による相談対応などの向上を図ります。
	○専門機関等との連携強化 相談に対して、適切に福祉サービスを結びつけていくことが必要なため、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障がい者総合支援センターや生活支援センター、家庭児童相談員、子育て支援センター、小中学校のさわやか相談員、主任児童委員などの専門機関等との連携が円滑に行える環境づくりを推進します。

施策名	取組みの内容
生活困窮者自立相談支援機関の充実	○相談支援体制の充実 支援を必要とする人の早期把握、早期支援につながるよう、相談支援員や就労支援員など自立相談支援機関のスタッフの確保・充実を図ります。
	○他部署及び他機関との連携強化 支援を必要とする人の早期把握、早期支援、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行えるよう、庁内各部署や教育委員会、学校、ハローワーク、民生委員・児童委員、町会、社会福祉協議会など関係機関との連携強化を図ります。
地域の福祉施設の活用	○市民が相談しやすい環境づくりの推進 地域には、社会福祉法人などが運営する高齢者や障がい者の入所施設、さらに保育所や心身障がい者のための日中活動の場など、様々な通所施設があります。それぞれの施設には、在宅での様々な課題に対応できる専門的技術を持っている専門職員がいることから、市民の相談に応じる有効な社会資源として期待されており、一方、施設の側にとっても、市民に親しまれ支持されることは、重要なことです。 そうした地域の福祉施設を有効に活用できるよう、社会福祉法人をはじめとする福祉施設の理解を得て、市民が相談しやすい環境づくりを推進します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域の相談体制の充実	○心配ごと相談・結婚相談の開設 市民の困りごとに対し、身近な相談窓口として心配ごと相談を実施します。また、結婚を希望する方により多くのであいの機会が提供できるよう、結婚に関する相談窓口を開設します。

(2) 福祉・保健・医療との連携・情報提供

■現状と課題

団塊の世代が高齢者に加わり、当面、高齢者や後期高齢者の人口は増加を続けることが見込まれています。そうした高齢者の地域での自立した生活を支えるために、福祉サービスに関する情報に加えて、適切な福祉サービスの選択につながる、サービス提供事業者に関する情報が、サービスを利用する市民に分かりやすく提供される必要があります。

また、福祉サービスだけで解決することが困難な問題に対応するため、保健や医療などのサービスと連携し、包括的にケアを行う地域包括ケアシステムの構築が急がれています。

■地域が取り組むこと

○市の広報紙やホームページを読み、福祉・保健・医療の連携に関する情報を入手します。
○入手した情報について、地域の人と話をして共有します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
分かりやすい情報の提供	○ホームページ等を活用した情報提供の充実 利用する市民に合った福祉サービスを、自ら選択し利用するためには、事業者のサービス内容などの情報が適切に提供されることが必要です。また、地域で自立して生きるためには、福祉サービスにとどまらず保健や医療のサービスを含めた分かりやすい情報がいつでもどこでも入手でき、活用できることが必要です。 利用する市民が福祉サービスなどの情報を入手しやすく、有効に活用できるよう、高齢者、障がい者、子育て等保健福祉に関する情報について、市のホームページを積極的に活用するなど、分かりやすい情報の提供に努めます。
事業者の情報公開の推進	○情報公表制度の推進 利用者が様々な状況に応じた適切な福祉サービスを選択するためには、事業者のサービスの質の向上や経営の透明性が必要です。そのためには、事業者が積極的に事業内容の情報を開示するとともに、「第三者評価事業」が実施されるよう、事業者に働きかけます。 また、市が実施する社会福祉法人の指導監査についても、その結果を開示します。

施策名	取組みの内容
福祉・保健・医療の連携推進	<p>○ちちぶ版地域包括ケアシステムの推進</p> <p>秩父地域1市4町の保健・医療・介護・福祉の関係者と町会や民生委員・在宅福祉員等地域の皆さんと警察や消防・行政が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進します。</p>
	<p>○市民及び多職種連携の強化</p> <p>市民が地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスだけで解決することが難しい事例は多くあり、保健や医療などのサービスも含めた総合的対応が求められることから、サービスを調整する仕組みが必要です。</p> <p>要介護及び要支援の高齢者に対しては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員等が福祉・介護・保健・医療の各種サービスを調整するケアマネジメントを実施しています。</p> <p>児童虐待や配偶者からの暴力などに関しても、要保護児童対策地域協議会をはじめ、様々な分野の関係機関や専門職などとの連携を図り、総合的な支援に努めます。</p> <p>また、支援を要する人にいかに福祉サービスを提供するかという視点だけでなく、高齢者にとっては、健康づくりや活発な社会参加を通して「閉じこもり」や「認知症」などを防ぐ『介護予防』という視点からも、保健や医療を含めた様々な分野との連携を推進します。</p>

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
分かりやすい情報の提供	<p>○ホームページの開設</p> <p>事業の紹介・案内・報告を行い、活動を知っていただきます。</p>
	<p>○社協だよりの発行</p> <p>広報紙「社協だより」を発行し、事業の紹介・案内・報告を行い、活動を知っていただきます。</p>

(3) 高齢者本人を主役とした介護予防の推進（地域支援事業の推進）

■現状と課題

高齢者人口が年々増加しているため、要支援・要介護認定者の総数も徐々に増加していますが、要支援・要介護と認定される割合は、平成25年度以降17%台前半で安定しており、これまで進めている介護予防事業への取組みが、一定の成果となって表れていると考えられます。

引き続き、高齢者及びその支援のための活動に関わる市民を対象とした介護予防活動の普及・啓発を行い、地域における自発的な活動の育成・支援を充実させて、介護予防に向けた取組みが、市民主体で実施される地域づくりを推進し、認定率の改善を目指す必要があります。

■地域が取り組むこと

- 地域の高齢者を把握します。
- 市や社会福祉協議会が行う介護予防事業に、仲間を誘って参加します。
- 高齢者が介護予防事業に参加しやすいように、できる範囲で支援をします。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
介護予防事業の推進	<p>○介護予防普及啓発事業の推進</p> <p>高齢者を対象に、介護が必要な生活にならないよう、適切な介護予防を行い、住み慣れた地域でできる限り、自ら活動的で生きがいのある生活が送れるよう支援します。</p> <p>現在の健康自立度・生活機能を維持していただくために、地域包括支援センターが主体的に介護予防の教室や相談事業等の介護予防普及啓発事業を実施します。また各町会等で計画・実施する介護予防事業を支援します。</p>
	<p>○地域における市民主体の介護予防活動の育成・推進</p> <p>誰でも一緒に参加することのできる市民主体の介護予防に資する通いの場等の活動を支援し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。</p>
	<p>○市民主体のサロン事業の推進</p> <p>身近な場所で頻繁に誰もが気軽に楽しめる市民主体のサロン活動を推進し、孤立予防・介護予防を図ります。</p>

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
介護予防事業の推進	<p>○生活支援コーディネーター業務の実施</p> <p>高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援等の体制整備に向けた調整役として「生活支援コーディネーター」を市の委託により配置します。</p> <p>関係者のネットワークや既存の取組み・組織等も活用しながら、関係者間の連携の強化や資源開発、地域の支援ニーズとサービス提供主体との調整を行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを推進します。</p>

基本方針2 福祉サービス施策の推進

(1) 地域の子育て支援

■現状と課題

市では、すべての子どもや子育て家庭への支援のために、「子育てちちのきプラン」を包含・継承した「秩父市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、施策を推進しています。また、社会福祉協議会では、地域福祉活動計画の中の活動項目(2)「子育て・福祉教育支援事業の取り組み」の中で、施策を推進しています。

アンケート調査では、子育て支援・少子化対策として「子育てと仕事が両立できる職場づくり」が41.7%の回答率で最も高く、「乳幼児医療費や保育料の負担軽減などの経済的支援」が32.2%で続いています。これらのニーズに応えるため、「秩父市子ども・子育て支援事業計画」とともに、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」を施策の方向に掲げた「デュエットプランちちぶ(秩父市男女共同参画計画)」が着実に成果をあげることが求められます。

■地域が取り組むこと

- 地域の子どもと子育て家庭を把握します。
- 地域全体で子育てを応援します。
- 子育て中の人は、子育てに関する講演会や交流会に積極的に参加します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
総合的な子育て支援体制づくり	<p>○誰もが安心して子育てできる、地域で支える子育て支援体制の整備</p> <p>少子化や女性のライフスタイルの多様化、厳しい経済情勢等により働く女性が増加しており、女性が働き続けることができる社会的支援が求められています。また、子どもを自宅で育てている場合には、家族構成の変化や地域のつながりが希薄になってきたこともあり、育児の悩みなどを気軽に相談できる環境が地域で失われてきています。</p> <p>そのような中で、市民だれもが安心して子育てができるよう町会をはじめとした地域住民組織や地域子育て支援センター等の関係機関による、子育てを支える仕組みづくりと子育てにかかわる福祉サービス等の施策を推進します。</p>

施策名	取組みの内容
総合的な子育て支援体制づくり	<p>○「親育ち」を実感しながら安心と喜びをもった子育て支援体制の整備</p> <p>次代を担う子どもやその家庭に対する支援については、子どもの幸せを第一に考え、個人・地域・行政でできることを理解し、共に子育てを支援し合うまちづくりが必要です。子育てをする人がその喜びを実感できるために、地域社会の支援を充実し、市民と地域と行政の支援ネットワークの確立を目指します。</p>
	<p>○子育て世代包括支援センター設置の検討</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する総合的な相談体制の整備を検討します。</p>
	<p>○小児救急医療体制の充実</p> <p>秩父郡市医師会と連携し、平日夜間の小児救急医療体制の充実に努めます。</p>
	<p>○思春期保健対策の充実</p> <p>思春期保健対策として、学校、地域、家庭における健康教育の充実を図り、自ら健康管理ができるよう正確な情報を提供するとともに、相談業務に従事する専門職の資質の向上、確保に努めます。</p> <p>子どもを取り巻く有害環境である喫煙や薬物等に関する防止教育を推進します。</p>
保育所施設等のサービスの充実	<p>○「一時保育」や「延長保育」の充実</p> <p>子育て支援に対する市民の高い要望に応えるため、保育サービスとして一時保育や延長保育の充実を図ります。</p>
	<p>○地域のニーズに合った「病児保育」や「休日保育」の検討</p> <p>子育て支援に対する市民の高い要望に応えるため、病児保育や休日保育の実施などについて検討していきます。</p>
	<p>○ファミリー・サポート・センター事業の充実</p> <p>子どもの預かりや保育所への送迎など、市民全体で子育てを支える「ファミリー・サポート・センター事業」について、すべての家庭が気軽に利用できる制度として充実を図ります。</p>
子育てネットワークの形成	<p>○子育てに関する相談窓口である「地域子育て支援センター」の充実</p> <p>育児サークルの育成や地域の子育て相談などを支援している地域子育て支援センターの充実を図ります。</p>
	<p>○「児童館」や「子育てサロン」の充実</p> <p>保護者同士が気軽に集まり、子育てに関する情報交換や交流が図れる場の充実を図ります。</p>
	<p>○「食育」の推進</p> <p>乳幼児期からの発達段階に応じた「食育」に関する情報提供や学習の機会の充実を図ります。</p>

■ 社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
子育てネットワークの形成	<p>○すくすく親子教室の開催</p> <p>未就学児を子育て中の保護者が安心して参加できるイベントや親子で遊べるスペースを提供し、子育てをしているたくさんの方がふれあえるよう努めます。</p>

秩父市で行われている先進的取り組みをご紹介します！ その2
「color's ~ カラーズ」

「ねんねの赤ちゃんは児童館へ行くのはまだ早い」
 「家にこもっていたママは外でリフレッシュしたい」
 「育児の話をだれかしてほしい」

秩父市在住のママたちが2010年夏に始めた color's は、そんな0～1歳までの赤ちゃん和妈妈を対象に、月1回、野坂町にある秩父札所 12 番野坂寺で、大好評のベビーマッサージやベビーマッサージ、ベビーマッサージ、ベビーマッサージ、絵本の読み聞かせ、プロの講師による講習会やテーマごとのトークタイム（親学ミーティング）など、盛り沢山で楽しいイベントを企画・開催している、秩父市社会福祉協議会に登録した「ボランティア団体」です。



(2) 地域の障がい者支援

■現状と課題

障がいのある人の支援のために市では、地域福祉計画が包含する「障がい者福祉計画・障がい福祉計画」を策定し、施策を推進しています。また、社会福祉協議会では、地域福祉活動計画の中の活動項目(5)「高齢者・障がい児者事業の推進と展開」の中で、施策を推進してきました。また、平成25年に制定された「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱い」や「障害者への合理的配慮の不提供」が禁止とされ、平成28年4月から施行されています。

こうした新たなる法律で決められた事項なども含め、障がいのある人への支援を更に充実させることが、求められています。

■地域が取り組むこと

- 地域で暮らす障がい者を把握します。
- 「障がい」や「障がい者」について理解を深め、地域にどんな「バリア」があるか、点検してみます。
- 「心のバリアフリー」を意識し、人権を大切にします。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
障がい者自立支援	○障がい福祉サービス提供体制の充実 ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自ら地域で自立した生活ができるよう、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受け、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。
障がい者を支える基盤づくり	○障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくり 障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等による福祉サービスの提供など、地域の社会資源を最大限活用し、基盤整備を進めます。 障がいのある人もない人も尊重し合って共に暮らせるよう、障がい者に関する正しい理解やサービス・制度に関する情報提供を促進し、広報・啓発に努めます。また、共生社会の実現に向け、交流の機会を充実します。
障がい者の社会参加の促進	○地域での障がい者の生活の質の向上 障がい者やその家族の社会参加活動と、コミュニケーション、文化、レクリエーション行事への参加、スポーツ活動の自己表現等を通じて、生活の質の向上が図られるよう条件整備に努めます。

施策名	取組みの内容
障がい児に対する支援体制の整備	<p>○乳幼児に対する支援</p> <p>乳幼児の健全育成に努めることを目的に、乳幼児健康診査等で支援が必要と認められた乳幼児及び保護者に対し、乳幼児の発達の促進等を図ることや、保護者の子育て支援を行うため、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等による相談事業の充実に努めます。</p>
	<p>○療育体制の整備</p> <p>学校、学童保育室に通う障がい児に対して適切な保育・指導を提供し、一人ひとりの障がいの状況、発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導に努めます。また、発達につまずきがあったり、障がいのある幼児に対しては、その年齢や状態に応じた療育をするため「星の子教室」等での継続的な支援に努めます。</p>
	<p>○福祉・保健・医療の連携</p> <p>障がい者の支援には、様々な分野が連携し、協力することが重要です。障がい者本位のサービス体制を整備していくため、福祉・保健・医療等の分野の連携を図るとともに、総合的なサービスが提供できるシステムの検討と導入を目指します。</p>
障がい者支援ネットワークの形成	<p>○相談支援体制の充実</p> <p>障がい者やその家族の相談を、地域住民や民生委員・児童委員、障がい者施設、警察、医療機関、各種相談員、社会福祉協議会等が受け、施設や相談支援機関、地域の民生委員・児童委員と行政、保健センター、保健所等が連携して問題解決にあたる相談支援体制の充実に努めます。</p>
	<p>○専門機関との連携強化</p> <p>障がい者やその家族からの相談について、状況に応じて専門機関や関係機関で情報を共有し、連携した支援を推進します。</p>

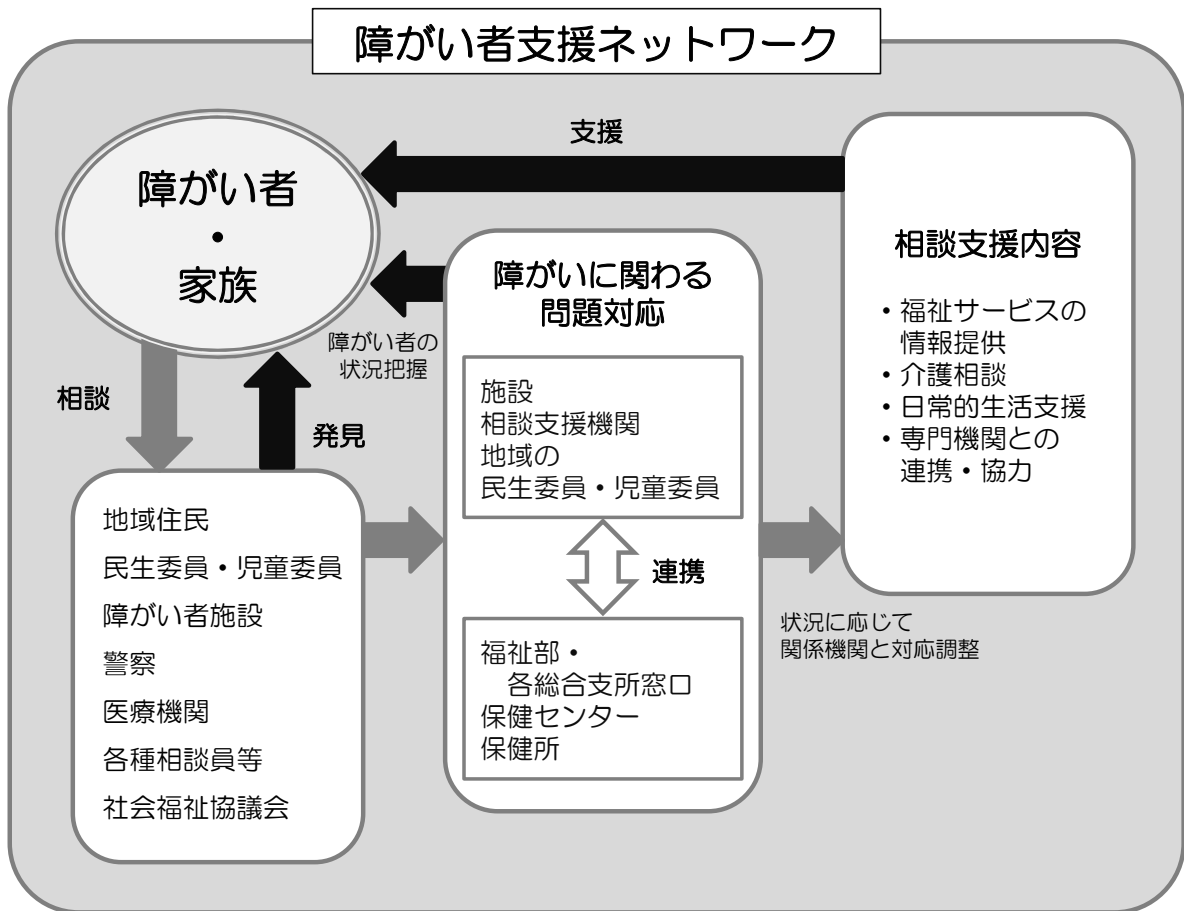
■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
障がい者自立支援	○福祉サービス利用支援事業（あんしんサポートねっと）の実施 判断能力に不安のある方に福祉サービスの相談や手続き支援、日常的な金銭の管理を行い、安心して日常生活が送れるようにします。
	○成年後見制度推進事業の実施 判断能力の低下により悪徳商法の被害や金銭搾取などの犯罪が社会問題となっている中、成年後見制度を活用し、その方が安心して暮らせる社会づくりを進めます。
	○生活福祉資金貸付事業の実施 秩父市福祉資金、生活福祉資金により支援が必要とされる世帯に対し貸付を行います。
障がい者を支える基盤づくり	○障がい者居宅介護等事業所の経営 障害者総合支援法に基づく指定事業所として、障害福祉サービス及び地域支援事業を実施します。
障がい者の社会参加の促進	○であいの広場の開催 障がいのある人もない人も共にふれあい語り合え、誰もが参加できるイベントとして「であいの広場」を開催します。
	○障がい児・者バスハイクへの協力 障がい児（者）が外出する機会を設けるため、ボランティア団体、や当事者団体などが合同で企画しているバスハイクに協力します。
	○外出支援サービス事業の実施 身体的な障がいがあるため病院や公共施設等に外出することが困難な方に、外出の機会を提供できるよう送迎車両を運行します。



●であいの広場





(3) 地域の高齢者支援

■現状と課題

高齢者の支援のために市では、地域福祉計画が包含する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、施策を推進しています。また、社会福祉協議会では、障がい者支援と同様に、地域福祉活動計画の中の活動項目(5)「高齢者・障がい児者事業の推進と展開」の中で、施策を推進してきました。

これらの計画についても計画推進のサイクルを回し、施策の効果を高めていくことが重要となっています。

■地域が取り組むこと

- 地域で暮らす高齢者を把握します。
- 地域で高齢者の見守り活動を組織的に進めます。
- 高齢者の生きがいづくり活動に積極的に参加したり、参加を呼びかけたりします。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進	○敬老事業、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進 高齢者の生きがい活動の推進として、敬老事業や生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、老人クラブ活動等の自主的活動の支援を行います。
市民全員による高齢者等の見守り支援の推進	○ふれあいコール事業など的高齢者の見守り・声かけ運動の推進 ひとり暮らし高齢者・重度障がい者等に対しての安否確認ならびに緊急時の対応を行うために、高齢者の見守り活動・声かけ活動を推進します。
安心して暮らすための在宅福祉サービスの推進	○在宅福祉サービスの推進 在宅で生活している高齢者が安心して暮らすため、緊急通報システムや配食サービス等の在宅福祉サービスを推進します。
施設の整備・活用	○利用しやすい環境の整備 入所(入居)施設として市内には養護老人ホーム、生活支援ハウスが整備されています。また、利用施設としては老人福祉センター、福祉交流センター等が整備されています。 今後の需要意向に対応しながら、関係機関と連携し整備を進めていきます。
介護保険サービス等の推進	○介護保険事業計画に基づくサービスの推進 要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、施設、在宅を問わず本人が選択した環境により、必要なサービスが提供できるよう推進していきます。

施策名	取組みの内容
介護保険サービス等の推進	<p>○介護サービスの給付適正化</p> <p>介護保険制度は老後を支える基礎的な社会システムとして定着している一方で、提供される介護サービスが真に所期の効果をあげているかとの観点から、介護給付の適正化を行います</p>
健康増進事業や介護予防事業の充実	<p>○生活習慣病予防・その他健康に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>健康的な生活習慣の実践ができる環境づくりのため、健康教室や健康相談を実施します。</p> <p>○ちちぶお茶のみ体操（通称：茶トシ）の普及</p> <p>「ロコモティブシンドローム」（運動器症候群）の発症を予防し、住み慣れた地域でいきいきとした生活をいつまでも送れるよう、「ちちぶお茶のみ体操（通称：茶トシ）」の普及を進めます。</p>
地域包括支援センターの充実	<p>○相談支援体制の充実</p> <p>地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを幅広く把握し、相談を受け、介護保険サービス以外の適切なサービス、機関又は制度の利用につなげていくなどの支援を行います。</p> <p>○地域における市民主体の介護予防活動の育成・支援</p> <p>地域に指導者を養成して、地域における市民主体の介護予防活動を推進し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進します。</p>
社会福祉協議会の充実	<p>○住民組織やあらゆる福祉事業関係者の組織化の推進</p> <p>社会福祉協議会は、地域福祉に関するネットワークの中心的存在であり、重要な担い手の一つです。社会福祉協議会が住民組織やあらゆる福祉事業関係者の組織化を進め、連絡調整機能を十分に発揮するよう支援します。</p> <p>○民間では困難な福祉サービス提供の推進</p> <p>民間では対応が困難な福祉サービスを提供することができるよう支援します。</p>
高齢者支援ネットワークの形成	<p>○多職種連携の推進</p> <p>高齢者やその家族の支援のために、行政や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、心配ごと相談所などの相談機関と、医療機関、薬局、消防、警察などの関係機関などの多職種が連携した高齢者支援のネットワークを構築します。</p> <p>○ちちぶ版地域包括ケアシステムの推進</p> <p>秩父地域1市4町の保健・医療・介護・福祉の関係者と町会や民生委員・在宅福祉員等地域の皆さんと警察や消防・行政が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進します。</p>



■ 社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進	○ふれあいサロン活動への助成 高齢者・障がい者（児）及び子育て中の親などが、地域の中で孤独にならないよう、誰もが気軽に参加できるサロンを社協支部で開催した際の費用を助成します。
	○シルバー独身者会食等・茶話会の実施 在宅福祉員の協力を得て、70歳以上のひとり暮らし高齢者が地域とつながり、孤独感の解消を図りながら外出の機会を促す会食等・茶話会を実施します。
安心して暮らすための在宅福祉サービスの推進	○住民参加型ホームヘルプサービス事業の実施 介護保険などでは補えない、制度の谷間を埋めるサービスとして実施します。
	○外出支援サービス事業の実施 病院や公共施設等に外出することが困難な方に、外出の機会を提供できるよう送迎車両を運行します。
施設の整備・活用	○総合福祉施設羊山センター運営 健康で文化的な生活の推進を図り、福祉の増進に寄与するためのセンターを運営します。

施策名	取組みの内容
介護保険サービス等の推進	<p>○居宅介護支援事業所の経営</p> <p>居宅介護支援事業所を運営し、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス計画を作成します。</p> <p>他のサービス等で対応が難しいケースや他の事業所で補いきれない部分に関して、できる限りの対応を試み、よりよいサービスを提供するため、介護保険に関する相談窓口の設置等を推進します。</p> <p>○訪問介護事業所の経営</p> <p>要介護者等の心身の状況を踏まえて、その利用者に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴介助・排泄介助などの身体介助や、買い物・調理・掃除・洗濯などの生活援助を行います。</p> <p>関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービス計画を作成します。</p>
高齢者支援ネットワークの形成	<p>○家族介護者交流会の開催</p> <p>高齢者等を介護する方（介護者）が介護の負担を軽減するための、介護者交流会を開催します。</p>



●シルバー独身者会食等・茶話会



(4) 地域の健康づくり支援

■現状と課題

生活習慣病を予防し、「健康寿命」を延ばすことが求められています。市では、秩父市健康づくり計画「健康ちちぶ21（第2次）」を策定し、市民の健康づくりを支援しています。この計画では、市民一人ひとりが自身の健康に責任を持ってその維持・向上に取り組むだけでなく、「健康を支え、守るための社会環境の整備」を柱の一つとして、「健康を支え・守る地域社会づくり」を目指し、秩父市健康づくり推進協議会による主体的な活動の推進の他、市内の健康づくり関連団体による活動を推進する等、市全体で健康づくり活動への支援を推進しています。

すべての市民が健康寿命を延ばし、元気で自立した生活を長く続けることができるよう、健康を支える地域社会づくり活動への支援を継続することが、求められています。

■地域が取り組むこと

- 定期的に健康診査を受け、自分の健康状態を確認します。
- 健康づくりに関心を持ち、健康づくり活動に参加します。
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちます。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域の健康づくり支援	<p>○各種事業による健康づくりの推進</p> <p>市民の健康づくりと健康意識の高揚のため、健康推進員、秩父郡市医師会、秩父郡市歯科医師会その他の関係団体等の協力のもとに保健センターまつりを実施し、楽しい交流を通じて健康で充実した人生づくりの知識の普及に努めます。</p> <p>公民館や福祉交流センター、地区の集会所等において、食生活改善推進員・健康推進員等の協力のもとに生活習慣病予防のための事業を実施し、生活習慣の改善を図り、市民の健康づくりを推進します。</p>



(5) 地域の生活困窮者支援

■現状と課題

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の生活困窮者に、就労支援や住宅確保給付金等の必要な自立支援を行うため、市役所内に自立相談支援機関を設置し、相談支援を行っています。

生活困窮者の中には、単に経済的な問題だけでなく引きこもりやDV被害など、様々な問題を複合的に抱えている人も多いことから、庁内各部署や教育委員会、学校、ハローワーク、民生委員・児童委員、町会、社会福祉協議会などと連携し、包括的に支援をしていく必要があります。

また、新たな社会資源の創出や地域支援ネットワークの構築などによる就労先の開拓や社会参加の場づくり等も必要です。

さらに、ここ数年子どもの貧困が社会問題となっていますが、その実態把握を進め、関係機関や民間団体・事業者などと連携を図り、総合的に対策を講じていく必要があります。

■地域が取り組むこと

○生活困窮者自立支援制度への理解を深めます。

○地域における生活困窮者の把握、見守り、自立相談支援機関との連携を図ります。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
制度の周知・相談支援体制の充実	○生活困窮者自立支援制度や自立相談支援機関の周知 支援を必要とする方が制度につながるよう、生活困窮者自立支援制度や市役所内に設置した自立相談支援機関における支援内容について、市の広報や市ホームページなどの媒体や関係機関との連携により市民の皆さんに周知を図ります。
	○自立相談支援機関の充実・他部署及び他機関との連携強化 生活保護に至る前の早期段階から支援できるよう、また、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に提供できるよう、相談支援員や就労支援員など自立相談支援機関のスタッフの確保・充実に努めるとともに、庁内各部署や教育委員会、学校、ハローワーク、民生委員・児童委員、町会、社会福祉協議会など関係機関との連携強化を図ります。

施策名	取組みの内容
生活困窮者自立支援事業の推進	○住宅喪失の恐れのある人に住居確保給付金の支給 離職により住宅を失った又はその恐れがある人に対し、一定期間住居確保給付金を支給します。
	○中高生に対する学習支援事業の実施 生活困窮世帯の中学生の高校進学や高校生の中退防止を図り、貧困の連鎖を防ぐため、中高生に対する学習支援を実施します。
	○ハローワークと連携した就労支援の実施、就労先の開拓 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、早期の一般就労が難しい人に対し、生活訓練や社会訓練、就職活動に向けた技法や知識の習得などの支援を実施します。 ハローワークと連携を図り、就労体験や福祉的就労の場を確保するため、企業開拓を行います。
	○一時的な衣食住の確保 住居を失った生活困窮者に対し、新たな住居が見つかるまでの一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。
こどもの貧困対策	○子どもの貧困に関する実態把握 教育委員会や関係機関と連携を図り、子どもの貧困に関する実態把握とニーズの把握を進めます。
	○関係機関や民間団体・事業者との連携による総合的な対策の検討 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関と連携を図りながら総合的に対策を検討していきます。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
生活困窮者に対する緊急時の支援	○彩の国あんしんセーフティネット事業やフードバンクなどを活用した緊急時の現物給付 深刻な生活困窮状態に陥り、緊急に食糧支援や現物給付が必要な方に対し、自立相談支援機関と連携を図り、彩の国あんしんセーフティネット事業やフードバンクなどを活用して緊急支援を行います。
	○福祉資金の貸付 秩父市福祉資金、生活福祉資金により支援が必要とされる世帯に対し貸付を行います。

(6) 地域連携体制整備の推進

■現状と課題

地域での生活課題は少子高齢化や核家族化の進行、非正規の雇用や長時間の就労などによるストレスなど、様々な要因によって複合化、複雑化してきています。特に、配偶者等へのDV（ドメスティックバイオレンス）やストーカー行為、高齢者、障がい者、幼児・児童への虐待等については個別支援での解決は困難で、専門機関と連携をとった対応が不可欠となっています。

■地域が取り組むこと

- 虐待やDVについて相談できる先、相談機関を知ります。
- 地域で異変に気がついた時には、関係機関へ通報したり、相談したりします。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
地域連携体制整備の推進	○市民・事業者の協力体制の整備 市民の生活課題には、高齢者や障がい者、児童などそれぞれの個別支援で改善できるものもありますが、家庭には家族の介護や子育ての問題のほか、配偶者からの暴力や青少年の問題など、それぞれの問題が相互に複雑に絡んでいる場合も少なくありません。また、核家族化に伴い今日では、扶養や介護をめぐる問題も複数世帯にまたがるという難しい状況が見受けられます。こうした状況に対応するためには、家族の協力に自ずと限界もあることから、市民や事業者の理解による協力体制の整備を推進します。
	○関係行政機関の連携・協力体制の推進 市民の複雑で困難な問題解決のために、関係行政機関が連携・協力し、総合的な課題解決に向けた取組みを推進します。

基本方針3 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

(1) 福祉サービス苦情解決の推進

■現状と課題

福祉サービスの利用者とサービスを提供する事業者との関係は、本来対等であるべきですが、実際には利用者の立場が弱く、提供されるサービスの内容に問題があっても、当事者間での解決が困難となる場合が見られます。そのような場合に、利用者からの苦情を受け付け適切な解決につなげる相談・支援体制を整えることは、利用者の権利を守るために、極めて重要なこととなっています。

■地域が取り組むこと

- ケアマネジャーに相談できる関係を持ちます。
- 困ったことやわからないことがあったら、周りの人に相談します。
- 福祉サービス提供事業者は、利用者との話し合いを持ちます。
- 利用者が苦情を申し出しやすい環境をつくります。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
苦情解決の推進	<p>○相談体制の充実</p> <p>福祉サービスに関する苦情は、まず利用者と事業者との間で解決されることが望ましく、事業者自ら適切な解決に努めなければなりません。解決に至らなかった苦情については、利用者の立場や特性に配慮し、適切に対応するために、福祉に対して理解の深い有識者で構成する第三者委員を置き、円滑な苦情解決に努めます。</p> <p>また、この制度について、市民への一層の周知を図るとともに、有効活用がなされるよう環境づくりを推進します。</p>

(2) 日常生活自立支援事業の推進

■現状と課題

社会福祉協議会では、日常生活を送るために必要な判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が行えるようにするための福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う、「日常生活自立支援事業」を行っています。

契約により福祉サービスが選択される現在、事業の周知と普及を促進することが重要となっています。

■地域が取り組むこと

○社協だよりなどを通じて、日常生活自立支援事業の内容を知ります。

○地域で判断能力が十分でない人がいたら、事業を紹介します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
日常生活自立支援事業の推進	○福祉サービス利用支援事業（あんしんサポートねっと）の実施 判断能力に不安のある方に福祉サービスの相談や手続き支援、日常的な金銭の管理を行い、安心して日常生活が送れるようにします。



(3) 成年後見制度の利用支援

■現状と課題

市では、判断能力が十分でない人のために、家庭裁判所から選任された代理人が財産管理や契約の締結などを行う成年後見制度について、認知度は必ずしも高くありません。制度を必要とする人が、必要な時に活用できるよう、その周知に努め、利用の促進を図ることが必要です。

■地域が取り組むこと

- 市の広報や社協だよりなどを読み、成年後見制度について理解を深めます。
- 成年後見制度を地域で話題にし、制度を知る人を増やします。
- 成年後見制度を必要とする人がいたら、制度と窓口を紹介します。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
成年後見制度の利用支援	○成年後見制度の周知・普及啓発 判断能力が不十分な人が地域で自立して生活していくためには、社会福祉施設等への入退所契約などの法律行為を行うことが必要な場合や、悪徳商法などの被害に遭うことのないよう本人を保護し、支援する必要があるため、成年後見制度の周知・普及に努めます。
	○成年後見制度の利用促進 本人に判断能力がなく、親族もいない場合には、市長が家庭裁判所への後見人付与の申し立てを代行するなど、成年後見制度の利用の支援を行います。 審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部又は一部を助成します。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
成年後見制度の利用支援	○成年後見制度推進事業の実施 判断能力の低下により悪徳商法の被害や金銭搾取などの犯罪が社会問題となっている中、成年後見制度を活用し、その方が安心して暮らせる社会づくりを進めます。

基本目標4 安心して生活できる環境づくりの推進

基本方針1 生活環境づくりの推進

(1) 生活環境の整備

■現状と課題

市民が安心して生活できるためには、支援を必要とする人に対する声かけや見守りなどの地域における福祉活動に加え、高齢者や障がいのある人が不便や障壁を感じることをないバリアフリーのまちづくりを進めることが必要です。また、ヒアリングでは地域の課題として買い物難民の存在が指摘されており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで暮らす世帯を中心とした交通弱者への対応が求められます。

更に、災害時に備えた体制の整備も進め、市民の安心感の醸成につなげることも重要となっています。

■地域が取り組むこと

- 日ごろから、隣近所と災害時の話をします。
- 公園など公共の場所は自分たちできれいにします。
- 自転車の放置をしないなど、ルールやマナーを守ります。
- 地域の防災訓練に参加します。
- 町会、民生委員・児童委員、消防団などが協力して、避難行動要支援者を支援する体制を作ります。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
福祉のまちづくりの推進	○ユニバーサルデザインの推進 高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児連れの人たちなどすべての市民が安心して生活を送るためには、住宅や生活環境の整備を促進する必要があります。スーパーマーケット、金融機関など社会生活を営む上で利用する機会が多い公共的建築物については、関係機関の理解と協力を積極的に求め、ユニバーサルデザインの推進や、バリアフリー化に向けた改善・整備の促進に努めます。
	○障がい者に配慮された歩行空間の創出 新たに整備を行う道路については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者に配慮された歩行空間の創出を図ります。
安心して快適な生活基盤の充実	○高齢者・障がい者等に配慮された公園空間の整備 新たに整備する公園については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮された公園空間の創出を図ります。既存の公園については、市民の要望を踏まえながら、改善の推進を図ります。

施策名	取組みの内容
公共交通機関の維持強化	<p>○誰もが利用しやすい公共交通の推進</p> <p>身近に公共交通機関がなく、交通手段のない高齢者や障がい者の、日常生活に必要な買物、通院等にかかる足の確保が重要な課題となっており、現在行われている外出支援サービスの充実を図ります。</p> <p>また、平成 23 年から一部の地域で買物弱者対策として実施している民間の買物乗合タクシーなど、デマンド交通を充実していきます。さらに、ちちぶ定住自立圏の中で、秩父地域全体で公共交通を考え、既存の路線バスの再編成等をして、「誰もが利用しやすい公共交通」の推進を図ります。</p>
住宅環境の整備の推進	<p>○誰もが利用しやすい市営住宅の整備・改修の推進</p> <p>高齢者や障がい者などすべての人が住み慣れた地域の中で快適で自立した生活が営めるよう配慮した市営住宅の整備・改修を進めるため、福祉部門と建築部門との連携を強化していきます。</p>
災害時緊急時に備えた体制の整備	<p>○地域における防災訓練への参加促進</p> <p>すべての市民に対し防災意識や防災知識の普及・啓発に努めるとともに、災害時の減災のため、地域における防災訓練への参加を促進します。また、市民の自主的な地域活動や防災活動の取組みを支援します。</p>
	<p>○避難行動要支援者に対する支援の充実</p> <p>災害時等の避難において、支援が必要な人の避難行動要支援者名簿への登録を促進し、登録者の支援体制を整えます。</p>
	<p>○福祉避難所の整備</p> <p>一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を滞在させるのが困難なため、福祉避難所の整備を推進します。</p>
市民協働のまちづくりの推進	<p>○セーフコミュニティの推進</p> <p>科学的な根拠に基づいて、市民が一体となったまちづくりを推進する仕組みである「セーフコミュニティ」を効率的かつ実効性のある活動として継続していきます。</p>

ーロ×モ 「セーフコミュニティ」

セーフコミュニティとは、世界保健機関（WHO）が推奨する「世代や障がいの有無に関わらず、安全・安心に暮らせるまちづくりに継続的に取り組む自治体等を国際的に認証する制度」のことで、秩父市は平成 27 年 11 月に、国内で 11 番目の認証を受けました。

■社会福祉協議会が取り組むこと

施策名	取組みの内容
福祉のまちづくりの推進	○地域情報交換会の開催 地域の福祉関係者を中心として地域福祉活動に関する情報交換をする場を設け、地域における福祉ニーズを把握し、解決できる方法を地域で考えられる仕組みづくりに取り組みます。
安心して快適な生活基盤の充実	○歳末たすけあい募金の配分 共同募金運動の一環として行われ、集められた募金を新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすために、様々な福祉の支援活動へ重点的に配分します。
災害時緊急時に備えた体制の整備	○災害ボランティアセンターの運営 大雪や地震などによる災害が発生した際、災害ボランティアセンターを設置します。
	○災害ボランティア事前登録制度の実施 災害発生時に救援活動のボランティア希望する個人または団体が事前に災害ボランティアとして登録し、災害発生時等における救援活動を迅速かつ効果的に行うことができる体制を整えます。
	○災害ボランティア講座の開催 災害発生時に円滑な活動が行えるよう平常時から災害について学ぶ機会を設けます。



(2) 人材・福祉事業者の育成の推進

■現状と課題

都市部への人口流出や少子化により人口減少・高齢化が進行しており、アンケート調査や福祉団体へのヒアリング結果からみても地域の大きな課題であることは明らかです。今後の地域福祉活動を展開していくためにも対策を検討していく必要があります。

アンケート調査では、ほぼ2割の人が、地域福祉を推進するために必要なこととして、「地域福祉を推進する地域リーダーの育成」を上げています。「リーダー」を発掘し、育てるために、これまで福祉に関心がなかった人の中からも、福祉に興味を抱く人が生まれるきっかけを用意することが大切です。

また、多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく応えるため、民間の福祉事業者を育成することが重要となっています。そのために、福祉事業者が必要とする情報の提供など、事業に参加しやすい環境整備が求められています。

■地域が取り組むこと

○地域に関心を持ち、問題があればどうしたらよいかを日頃から考えます。 ○福祉の人材育成、地域活動のリーダーの育成に努めます。

■市が取り組むこと

施策名	取組みの内容
人材育成の推進	○人口減少や少子化対策の推進 「秩父市総合戦略」や「秩父市生涯活躍のまちづくり構想（秩父版 CCRC 構想）」に基づいて、安定した雇用の創出などにより人口流出を防ぐとともに新たな人の流れを創出するなど、人口減少や少子化対策を推進します。 ○福祉に対し興味を抱くきっかけづくりの推進 福祉は人づくりからと言われています。市民が安心して生活するためには、すべての人が日ごろから福祉に対する理解を深めるとともに、その機会が十分に与えられていることが必要です。 地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成し、地域で支え合う活動に結び付けていくために、魅力のある養成講座を開催して参加者を増やし、支援を必要とする人に、地域で適切な福祉サービスを提供することができるよう、地域福祉活動を実施するボランティアから社会福祉事業従事者の専門職まで、幅広い人材の育成を推進します。

施策名	取組みの内容
人材育成の推進	<p>○地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）・生活支援コーディネーターの養成・配置</p> <p>地域福祉や介護保険、介護予防などにおける地域ネットワークづくりの中核となる地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）や生活支援コーディネーターを養成・配置します。</p>
福祉事業者の育成の推進	<p>○福祉事業者間の連携体制の整備</p> <p>多様化する市民の福祉ニーズに対して、行政や民間事業者だけでなく、NPO 法人など多様な主体が事業に参加でき、連携する環境が整備されていることが必要です。</p> <p>行政の役割のあり方について、総合的な立場から見直しを図り、民間事業者等の参入を容易にする情報提供を行い、福祉関連事業に民間事業者や NPO 法人など幅広い事業者の参画と連携を促進します。</p>
	<p>○介護支援専門員への研修の実施</p> <p>介護支援専門員の知識・技術の向上を目的に研修会を開催するとともに、介護支援専門員の連携と資質の向上を目的に設立された「介護支援専門員連絡協議会」の活動を支援します。</p>

